

公共工事設計資材単価表について

1. この設計資材単価表は、島根県農林水産部・土木部が発注する建設工事（建築を除く）に係る設計資材単価のうち、県の建設資材実勢価格調査等により定めた単価を掲載したものです。

実際に計上する設計単価にはこの単価表に掲載している単価のほかに、「月刊建設物価」「月刊積算資料」等の物価資料掲載単価、及び、個別業務の見積単価があります。

単価表中で、単価欄に金額以外が記入してある資材がありますが、それらが示す事項は以下のとおりです。

○年△月号：「物価資料」（（一財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価」「Web建設物価」、（一財）経済調査会発行の「月刊積算資料」「積算資料電子版」）の○年△月号に掲載がある単価を平均したものです。

ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価としている。

*1：「市場単価」（（一財）建設物価調査会発行の「土木コスト情報」、（一財）経済調査会発行の「土木施工単価：」）に掲載がある単価を平均したものです。

ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価としている。

なお、物価資料は、春号（4～9月）または秋号（10月～3月）を適用する。

*2：「○年△月号」の単価を、規格欄の割増率で割増したものと、及び単位を割戻したものです。

*3：「土木工事標準単価」（（一財）建設物価調査会発行の「土木コスト情報」、（一財）経済調査会発行の「土木施工単価」）に掲載がある単価を平均したものです。

ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価としている。

なお、物価資料は、春号（4～9月）または秋号（10月～3月）を適用する。

2. 上記1の「○年△月号」、「*1」及び「*3」における単価の端数処理は、建設工事積算基準に記載している「材料単価の端数処理方法について」により処理しています。

3. 単価表に掲載されている単価は、工事費の積算に用いるためのものであり、市況価格を拘束するものではありません。

施工パッケージ型積算方式標準単価表について

●施工パッケージ型積算方式に用いる標準単価は、国土交通省の令和3年4月版を適用しています。

・標準単価とは

各条件区分に対応した、東京地区（東京17区）における基準年月（令和3年度版の基準年月は令和2年4月）の施工単位当たりの単価（円）のことです。この標準単価を基に地区や年月等の補正を行い、積算単価を算出します。

（注）標準単価は、毎年度更新しています。更新の際には、実際の施工状況の変動や、標準単価を構成する個々の単価（機械経費単価・労務単価・材料単価・市場単価）の物価変動等を反映させて、標準単価を設定しています。